



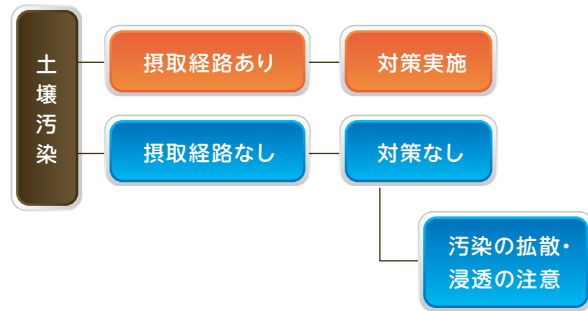
土壤汚染が 見つかった場合の 対策は？

土壤汚染対策法では、人の健康被害を防止する観点からは、土壤汚染が判明したら、必ず対策を講じなければならないというものではありません。

有害物質が人の体内に取り込まれる経路（摂取経路）があり、健康被害を生じるおそれがある場合、または既に健康被害が生じている土地の場合は対策が必要になります。

一方、摂取経路がなく健康被害が生じるおそれがない場合は対策を行う必要はありませんが、土壤汚染地に手を加える場合、汚染を広げることのないよう注意する必要があります。

摂取経路と対策



健康被害が生じるおそれをなくすための対策方法

汚染土壤が広がらないよう土壤汚染地内に封じ込めるなど摂取経路をさえぎること（遮断）や、土壤汚染地への一般の人々の立入りを禁止するなど有害物質を人が体内に取り込むことがない状態が維持されるよう摂取経路を管理することが基本とされています。摂取経路をなくす方法（汚染土壤の除去）は日常的に利用される砂場等の限定的な場合とされています。

もっと詳しく 知るために

土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法は土地の土壤汚染を見つけ、必要な対策の実施を図り、土壤汚染による人の健康被害を防止することを目的とするものです。具体的には、土壤汚染を見つけるための調査や、汚染が見つかったときの措置、汚染土壤を運搬したり処理する場合の対応等のほか、法に基づく調査を的確に行うための措置や、土壤汚染の対策を円滑に行うための支援業務について定めています。

土壤汚染対策法の詳細は、パンフレット「土壤汚染対策法のしくみ」をご参照ください。

<http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/01.html>



その他の土壤汚染に関する情報について

土壤汚染対策の円滑な実施を図るため、土壤汚染対策法に基づき指定を受けた指定支援法人において、支援業務を実施するための基金（土壤汚染対策基金）が置かれ、助成金交付、照会・相談・助言、知識の普及・啓発の業務を行っています。

指定支援法人ホームページで業務の紹介をしており、支援業務等に関する情報を入手できます。

<http://www.jeas.or.jp/dojo/>

- ・助成金交付のしくみ、交付条件、手続き、実績など
- ・助成金及び土壤汚染の調査・対策等に関するご相談の受付
- ・セミナー及び相談会の開催情報、各種パンフレットのダウンロード及び冊子の申込み、講師派遣など

公益財団法人 日本環境協会 土壤環境課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階
TEL: 03-5829-6894 FAX: 03-5829-6190
E-mail: dojo@jeas.or.jp

土壤汚染 について 知ろう



この資料は、土壤汚染をはじめて知る方、土壤汚染について知りたい初心者の方を対象に、土壤汚染の基礎的な知識を学べるよう作成したものです。みなさまの土壤汚染に関する正しい理解に少しでもお役に立てれば幸いです。なお、説明は土壤汚染対策法の考え方に沿っています。



土壤汚染対策法に基づく指定支援法人
公益財団法人 日本環境協会

Japan Environment Association